

都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条第6項において準用する同条第5項の規定により、佐賀都市計画区域及び川副都市計画区域を一つの都市計画区域とし、次のように変更する。

平成22年10月1日

佐賀県知事 古 川 康

1 都市計画区域の名称

佐賀都市計画区域

2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

佐賀市東与賀町及び久保田町の全域

3 都市計画区域から除外される土地の区域

なし